

June 16, 2025

ロボット・ドローン時代、フィジカルAIの個人情報保護法リスクとコンプライアンスガイド

I. はじめに - フィジカル AI の特徴と法的争点の概観

フィジカルAIは、ロボット、ドローン、スマート家電、自動運転車など物理的な形態を備えた人工知能技術で、実際の環境の中でデータを収集・処理し、自律的に作動します。このような技術は、物流、セキュリティ、ヘルスケア、環境管理など様々な分野で急速に導入が進んでおり、その活用範囲も継続的に拡大しています。

しかし、フィジカルAIはその技術的特性上、映像、音声、位置情報など個人の識別が可能な情報をリアルタイムで収集する可能性が高く、このため、個人情報保護法上の様々な法的義務を遵守する必要があります。特に、フィジカルAIは人の介入なしに自動的に作動する場合が多く、情報主体の認知又は同意が確保されていない状態で個人情報が収集され得る構造的特性を有しています。

したがって、フィジカルAIの導入及び運用過程においては、個人情報収集の適法性、映像情報処理機器に係る規制の適用可能性、個人情報の越境移転の可能性など、複合的な法的検討が先行する必要があります。技術実装の初期段階から関連法的リスクを考慮した事前設計が求められます。

II. 個人情報に関する主な法的争点及び遵守事項

A. 個人情報収集に関する法的要件

フィジカルAIは、公共の場所又は個人の空間で映像、音声、位置など様々な形態の情報を収集することになり、この過程で、個人情報保護法上の個人情報、一定の場合には機微情報の収集が発生する可能性があります。「個人情報保護法」上、原則として個人情報を収集する際には、情報主体の同意を得なければならず{「個人情報保護法」（以下「法」）第15条第1項第1号}、これに違反した場合、行政制裁又は刑事責任が課せられることがあります。

しかし、フィジカルAIはその特性上、不特定多数を対象に作動する場合が多く、現実的に全ての情報主体から同意を得ることが困難な状況が頻繁に発生しています。このため、事

業者は、情報主体の同意なしに個人情報収集できる例外事由（法第 15 条第 1 項第 2 号～第 7 号）の適用可能性を事前に綿密に検討する必要があります。

<法第 15 条第 1 項第 2 号～第 7 号の例外事由>

2. 法律に特段の規定がある場合、又は法令上の義務を遵守するためにやむを得ない場合
3. 公共機関が法令等で定める所管業務の遂行のためにやむを得ない場合
4. 情報主体と締結した契約を履行し、又は契約を締結する過程で情報主体の要請による措置を履行するために必要な場合
5. 明らかに情報主体又は第三者の急迫した生命、身体、財産の利益のために必要と認められる場合
6. 個人情報処理者の正当な利益を達成するために必要な場合として、明らかに情報主体の権利より優先する場合。この場合、個人情報処理者の正当な利益と相当の関連があり、合理的な範囲を超えない場合に限る。
7. 公衆衛生など公共の安全と安寧のために緊急に必要な場合

一方、フィジカル AI が収集する情報が顔、虹彩、歩行パターン、音声など個人の身体的、生理学的、行動的特徴に関する情報に該当する場合、これは個人情報保護法上の「機微情報」に分類され、より厳格な法的要件が適用されます。機微情報を収集するには、（法令上、機微情報の処理が求められる例外的な場合を除き）情報主体の別途の同意を得なければならず（法第 23 条第 1 項第 1 号）、単なる告知や統合同意では要件を満たすことができません。したがって、機微情報収集の可能性があるフィジカル AI においては、技術実装の初期段階から機微情報の収集を技術的に遮断するか、収集前に別途の告知・同意の手続きを設ける必要があります。

イ. 映像情報処理機器に関する遵守事項

フィジカル AI がカメラを搭載して移動しながら撮影を行う場合、このような機器は「移動型映像情報処理機器」に該当する可能性があり、これにより、別途の法的義務が課せられることがあります。

法第 25 条の 2 及び施行令第 27 条により、（i）移動型映像情報処理機器で人又はその人と関連する物の映像を撮影する場合には、光、音、案内板、案内書面、案内放送などで情報主体が撮影の事実を容易に知り得るように表示して知らせなければならない、（ii）移動型

映像情報処理機器の運営者は、移動型映像情報処理機器の運営根拠及び目的、撮影範囲、管理責任者、撮影時間、映像情報の保管期間、保管場所及び処理方法などに関する運営・管理方針を策定する必要があります。また、(iii) 個人情報の紛失・盗難・流出・偽造・変造又は毀損されることのないよう、暗号化、アクセス権限の制限など、法第 29 条及び施行令第 30 条で定めている映像情報の安全性確保措置の履行が求められます。

なお、個人情報保護委員会は 2024 年 9 月に「移動型映像情報処理機器のための個人映像情報保護・活用案内書」([リンク](#))を配布し、個人映像情報処理の原則、個人映像情報処理の段階別遵守事項、個人映像情報処理の類型別シナリオなどを詳しく案内しています。

<案内書上の個人映像情報処理の段階別遵守事項の総括表>



要するに、フィジカル AI を導入する企業においては、（単にカメラ搭載の有無にとどまらず）その運営方式や環境に応じて、当該フィジカル AI が移動型映像情報処理機器に該当するかどうかを判断し、該当する場合には、企画・設計・開発段階から個人情報保護中心の設計（Privacy by Design）を考慮するなど、法的要件を忠実に遵守する必要があることにご留意ください。

ウ．個人情報の越境移転に関する遵守事項

フィジカル AI は、収集されたデータを海外のサーバーに保存したり、外国メーカーの AI モデルの学習などに活用する形で運用されることが多く、個人情報の越境移転に関する法的争点も重要な問題として浮上しています。最近のマスコミ報道によれば、ロボット掃除機をめぐり、消費者が認知していない状態で撮影された映像情報が外国メーカー及びその系列会社や他のサービス業者に提供される可能性があることについて問題が提起されるなど、フィジカル AI が収集した個人情報の越境移転に関する問題が提起されています。

収集された個人情報を国外に移転しようとする場合、原則として情報主体に①移転される個人情報の項目、②移転先の国、時期及び方法、③移転を受ける者の氏名、④移転を受ける者の個人情報の利用目的及び保有・利用期間などを告知した上で、明示的な同意を得なければなりません（法第 28 条の 8 第 1 項第 1 号）。「個人情報保護法」は、情報主体との契約の締結及び履行のために個人情報の処理委託・保管が必要な場合など、越境移転同意の例外事由を設けていますが（法第 28 条の 8 第 1 項第 2 号～第 5 号）、この場合にも個人情報の越境移転に関する詳細をプライバシーポリシーを通じて開示し、安全性確保措置などの保護措置を忠実に履行する必要があります（法第 28 条の 8 第 1 項第 3 号、同条第 4 項）。

特に、現在のところ「個人情報保護法」法第 28 条の 8 第 5 号により同等性評価が認められた事例は確認されていないため、多くの場合、個人情報の越境移転には情報主体の同意を得なければならない状況です。したがって、フィジカル AI を運営するにあたり、国外サーバーを活用するなど越境移転を伴う場合には、関連法令上の要件を確認し、必要に応じて情報主体の同意を得る手続きを事前に体系的に整備することが望ましいです。

III. 示唆点

フィジカル AI が技術的な可能性を超えて産業の重要インフラとして定着しつつあるだけに、個人情報保護に係る法的リスクへの先制的な対応がこれまで以上に重要となっています。技術実装の初期段階から関連法令を綿密に検討し、プライバシー中心の設計（Privacy by

Design) を適用する一方、内部運営手続きに法的要件を体系的に統合することが長期的な法的安定性と企業の信頼確保の鍵となります。

法務法人（有限）太平洋のAIチームは、フィジカルAI技術の導入と運営の過程で発生し得る法的リスクを最小限に抑えるため、産業に特化したリーガルアドバイスと戦略的な対応策をご提供いたします。

関連構成員

金珉助(キム・ミンジョ)

弁護士

T 02.3404.0611

E minjo.kim@bkl.co.kr

尚知永(サン・ジョン)

弁護士

T 02.3404.1062

E Jiyoung.sang@bkl.co.kr

法務法人(有限)太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人（有限）太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。